

令和8年度 長浜市第2期DX実証実験プロジェクト事業
制度等に関する質問に対する回答

No.	質問	回答
1	実証実験において、市内の数多くの企業や団体に訪問し、今回の事業取組のPRと資金協力の依頼を実施する。こうした訪問に係る人件費は事業経費に計上できるか。	当該訪問活動そのものが実証実験の検証行為として企画提案書に位置付けられている場合に限り、諸経費(直接人件費)として計上可能です。ただし、位置付けの適否は内容に応じて市が個別に判断します。
2	申込にあたって、会社名、所在地は本社ではなく営業所でも問題ないか。	申込書類の「商号又は名称」「住所(所在地)」「代表者 職 氏名」は、原則として登記事項証明書と一致する法人本店の内容を記載してください。
3	採択は予算の範囲内とされているが、想定されている採択件数の目安があれば教えてほしい。	令和8年度における本補助金の予算額は600万円ですが、採択件数は、採択する事業ごとの補助額に応じて変動するため、あらかじめ目安を設定しておりません。
4	実証で使用する当社開発のクラウドサービスの利用料は交付要綱別表の「トライアル導入関連(製品、サービス、システム及びソフトウェアの利用料)」として、また当社の実証従事者の人件費は「諸経費(事業に直接関与する者の人件費)」として計上可能と理解してよいか。特に、実施者自身が開発するサービスの利用料を補助対象経費とすることに制約があれば教えてほしい。	実施者自身が開発・提供するサービスの利用料及び実証従事者の人件費は、いずれも補助対象経費として計上可能です。 なお、既存のサービスをそのままご利用いただく場合の利用料の単価は、第三者への提供価格を上限とします。ただし、実証実験のためのカスタマイズ・機能追加に要する経費は、開発に要する経費として計上可能です。
5	本申込時の企画提案書は、事前申込時に提出したアイデア段階の内容から、個別相談を踏まえて発展・変更して差し支えないか。	問題ありません。